

慶弔に関する規定

役員、会員及び元役員の慶弔について次の通り定める。

これらの名義人は「社会学部同窓会」とする。

1. 現役員の結婚

現役員に限り「お祝い金」10,000円を贈呈する。

2. 現役員の死亡

現役員に限り「香典」10,000円を供える。

3. 元役員の死亡

同窓会に対する功績が著しいと会長が認めたときは、弔電を打つことができる。

4. 会員の死亡

同窓会に対する協力が著しく、かつ現役員の要請があり、会長がこれを認めたときは弔電を打つことができる。

2004年 9月17日（役員会） 制定